

外部証拠の重要性が示された *Teva* 事件後の CAFC 判決

2015年10月26日

特許業務法人

HARAKENZO
WORLD PATENT & TRADEMARK

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

1. はじめに

Teva 事件の米国連邦最高裁判所判決 (*Teva Pharms. USA, Inc. v. Sandoz, Inc.*, 135 S. Ct. 831, 838 (2015)) において、クレーム解釈自体は法律問題であるので、CAFCは*de novo*で審理する (*de novo review*) が、連邦地方裁判所のクレーム解釈に含まれる事実問題については、連邦地方裁判所による事実認定に”clear error”が存在した場合にのみ、CAFCは*de novo*で審理すべき旨が判示されました。

つまり、連邦地方裁判所によるクレーム解釈を審理する場合であって、連邦地方裁判所によるクレーム解釈が外部証拠に基づいて行われたものである場合、外部証拠の認定については、clear error が存在した場合にのみ、CAFC は、*de novo* でクレーム解釈をします。

一方、内部証拠は、一般に、クレームの通常の意味を理解する際に、その理解の方向を決定づける重要な情報です。それゆえ、CAFC は、クレーム解釈に関する控訴事件を内部証拠に基づいて *de novo* でクレーム解釈をすることが一般的です。このような中、外部証拠の重要性が示された CAFC 判決があります。これについて、以下に説明します。

【全 4 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)
外国専門部長補佐 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)
E-Mail : iplaw-osk@harakenzo.com

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.